

◆ 子ども医療費助成の所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額	
	請求者(本人)	配偶者及び扶養義務者
0人	6,220,000円	
1人	6,600,000円	
2人	6,980,000円	
3人	7,360,000円	
4人	7,740,000円	
5人	8,120,000円	
5人以上	1人につき 380,000円ずつ加算	

(注)

1. 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額は、左記の額に該当者1人につき6万円を加算した額。
2. 所得税法に規定する給与所得又は公的年金等に係る所得を有する場合の総所得金額の計算に当たり、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除する。

◆ 一人親家庭等医療費助成の所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額	
	請求者(本人)	配偶者及び扶養義務者
0人	2,720,000円	3,160,000円
1人	3,100,000円	3,540,000円
2人	3,480,000円	3,920,000円
3人	3,860,000円	4,300,000円
4人	4,240,000円	4,680,000円
5人	4,620,000円	5,060,000円
5人以上	1人につき 380,000円ずつ加算	1人につき 380,000円ずつ加算

(注)

1. 扶養義務者とは、請求者と同居している父母兄弟姉妹などのことです。
2. 請求者、配偶者、扶養義務者のうち一人でも所得制限限度額を超える場合、認定されません。
3. 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額は、左記の額に当該者1人につき10万円(配偶者及び扶養義務者の場合は6万円)、特定扶養親族がいる方は1人につき15万円を加算した額。
4. 児童の養育に必要な費用の支払いとして受ける金品等の8割が養育費として所得に算入されます。
5. 所得税法に規定する給与所得又は公的年金等に係る所得を有する場合の総所得金額の計算に当たり、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除する。

◆ 障がい者医療費助成の所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額	
	請求者(本人)	配偶者及び扶養義務者
0人	4,404,000円	7,087,000円
1人	4,784,000円	7,336,000円
2人	5,164,000円	7,549,000円
3人	5,544,000円	7,762,000円
4人	5,924,000円	7,975,000円
5人	6,304,000円	8,188,000円
5人以上	1人につき 380,000円ずつ加算	1人につき 213,000円ずつ加算

(注)

1. 扶養義務者とは、請求者と同居している父母兄弟姉妹などのことです。
2. 請求者、配偶者、扶養義務者のうち一人でも所得制限限度額を超える場合、認定されません。
3. 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額は、左記の額に当該者1人につき10万円(配偶者及び扶養義務者の場合は6万円)、特定扶養親族がいる方は1人につき15万円を加算した額。
4. 所得税法に規定する給与所得又は公的年金等に係る所得を有する場合の総所得金額の計算に当たり、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除する。